

十一 棚卸資産の評価の方法

改 正 後	改 正 前
<p>(低価法における低価の事実の判定の単位)</p> <p>5 - 2 - 9令第 29 条第 1 項(棚卸資産の評価方法の選定単位)..... </p> <p>(評価方法の選定単位の細分)</p> <p>5 - 2 - 12令第 29 条第 1 項(棚卸資産の評価の方法の選定単位)..... (注)</p> <p>(評価方法の変更申請があった場合の「相当期間」)</p> <p>5 - 2 - 13令第 30 条第 2 項(棚卸資産の評価の方法の変更手続)..... (注)</p> <p>(評価方法の変更に関する届出書の提出)</p> <p>5 - 2 - 14 令第 30 条第 6 項(棚卸資産の評価の方法の変更手続)に規定する届出書は、公益法人等又は人格のない社団等が収益事業の廃止等の事情により法人税の納税義務を有しなくなった後に、次に掲げる事情により再び法人税の納税義務が生じた場合において、既に選定していた評価方法を変更しようとするときに提出することに留意する。 一 公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を開始したこと 一 公益法人等(収益事業を行っていないものに限る。)が普通法人又は協同</p>	<p>(低価法における低価の事実の判定の単位)</p> <p>5 - 2 - 9令第 29 条第 1 項(たな卸資産の評価方法の選定単位)..... </p> <p>(評価方法の選定単位の細分)</p> <p>5 - 2 - 12令第 29 条第 1 項(たな卸資産の評価の方法の選定単位)..... (注)</p> <p>(評価方法の変更申請があった場合の「相当期間」)</p> <p>5 - 2 - 13令第 30 条第 2 項(たな卸資産の評価の方法の変更手続)..... (注)</p> <p>(新 設)</p>

<p><u>組合等に該当することとなったこと</u></p> <p><u>令第 52 条第 6 項(減価償却資産の償却の方法の変更の手続)、令第 119 条の 6 第 6 項(有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法の変更の手続) 及び第 122 条の 6 第 6 項(外貨建資産等の期末換算の方法の変更の手続) に規定する届出書についても、同様とする。</u></p>	
---	--

十二 減価償却資産の範囲

改 正 後	改 正 前
<p>(研究開発のためのソフトウェア)</p> <p>7 - 1 - 8 の 2</p> <p>(注)<u>耐用年数省令第 2 条第 2 号</u>.....<u>耐用年数省令別表第六</u>.....</p>	<p>(研究開発のためのソフトウェア)</p> <p>7 - 1 - 8 の 2</p> <p>(注)<u>耐用年数省令第 2 条第 4 号</u>.....<u>耐用年数省令別表第八</u>.....</p>

十三 減価償却の方法

改 正 後	改 正 前
<p>(特別な償却の方法の選定単位)</p> <p>7 - 2 - 2</p> <p>.....<u>法人が減価償却資産の種類ごとに、かつ、耐用年数の異なるものごとに選定した場合には、これを認める。この場合において、機械及び装置以外の減価償却資産の種類は、耐用年数省令に規定する減価償却資産の種類(その種類につき構造若しくは用途又は細目の区分が定められているものについては、その構造若しくは用途又は細目の区分)とし、機械及び装置の種類は、減</u></p>	<p>(特別な償却の方法の選定単位)</p> <p>7 - 2 - 2</p> <p>.....<u>法人が減価償却資産の種類(その種類につき構造若しくは用途、細目又は設備の種類の区分が定められているものについては、その構造若しくは用途、細目又は設備の種類の区分)ごとに、かつ、耐用年数の異なるものごとに選定した場合には、これを認める。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令(平成20年財務省令第32号)による改正前の耐用年数省令(以下この章において「旧耐用年数省令」という。)に定める設備の種類区分とする。</u></p>	

十四 固定資産の取得価額等

改 正 後	改 正 前
<p>(耐用年数の短縮の対象となる資産の単位)</p> <p>7 - 3 - 19 令第57条第1項(耐用年数の短縮)の規定は、減価償却資産の種類ごとに、かつ、耐用年数の異なるものごとに適用する。<u>この場合において、機械及び装置以外の減価償却資産の種類は、耐用年数省令に規定する減価償却資産の種類(その種類につき構造若しくは用途又は細目の区分が定められているものについては、その構造若しくは用途又は細目の区分)とし、機械及び装置の種類は、旧耐用年数省令に定める設備の種類区分とする。</u></p> <p><u>ただし、次に掲げる減価償却資産については、次によることができる。</u></p> <p>..... 2以上の工場に同一の<u>設備の種類</u>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>(注)1 2以上の工場に同一の<u>設備の種類</u>.....</p> <p>2</p> <p>(機械及び装置の使用可能期間の算定)</p> <p>7 - 3 - 21</p> <p>.....<u>旧耐用年数省令に定められている設備の種類</u>.....当該機械及び装置の<u>旧耐用年数省令に定められている耐用年数</u>の算定の基礎とな</p>	<p>(耐用年数の短縮の対象となる資産の単位)</p> <p>7 - 3 - 19 令第57条第1項(耐用年数の短縮)の規定は、減価償却資産の種類(その種類につき構造若しくは用途、細目又は設備の種類区分が定められているものについては、その構造若しくは用途、細目又は設備の種類区分)ごとに、かつ、耐用年数の異なるものごとに適用する。<u>ただし、次に掲げる減価償却資産については、次によることができる。</u></p> <p>..... 2以上の工場に同一の<u>種類</u>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>(注)1 2以上の工場に同一の<u>種類</u>.....</p> <p>2</p> <p>(機械及び装置の使用可能期間の算定)</p> <p>7 - 3 - 21</p> <p>.....<u>設備の種類</u>.....当該機械及び装置の<u>法定耐用年数</u>の算定の基礎となった個別年数.....</p>

った個別年数.....

規則第 18 条第 1 項第 2 号(耐用年数短縮が届出により認められる資産の更新の場合等)に規定する「その取り替えた後の使用可能期間」についても、同様とする。

(耐用年数短縮の承認を受けている資産に資本的支出をした場合)

7 - 3 - 23

.....短縮した耐用年数により償却を行うときには、令第 57 条第 7 項(耐用年数短縮が届出により認められる資産の更新)に該当するときを除き、改めて同条第 1 項(耐用年数の短縮)の規定による国税局長の承認を受けることに留意する。

(耐用年数短縮が届出により認められる資産の更新に含まれる資産の取得等)

7 - 3 - 24 規則第 18 条第 1 項第 2 号(耐用年数短縮が届出により認められる資産の更新の場合等)に規定する「これに代わる新たな資産(.....)と取り替えた場合」には、規則第 16 条第 1 号(構成が著しく異なる場合の耐用年数の短縮)に掲げる事由又はこれに準ずる事由により承認を受けた短縮特例承認資産について、次に掲げる事実が生じた場合が含まれるものとする。

— 当該短縮特例承認資産の一部の資産を除却することなく、当該短縮特例承認資産に属することとなる資産(その購入の代価又はその建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額並びにその資産を事業の用に供するために直接要した費用の額の合計額が当該短縮特例承認資産の取得価額の 10% 相当額を超えるものを除く。)を新たに取得したこと。

— 当該短縮特例承認資産に属することとなる資産を新たに取得することなく、当該短縮特例承認資産の一部の資産を除却したこと。

(注) 本文の取扱いの適用を受ける資産についての令第 57 条第 7 項(耐用年数短

(耐用年数短縮の承認を受けている資産に資本的支出をした場合)

7 - 3 - 23

.....短縮した耐用年数により償却を行うときには、改めて令第 57 条第 1 項(耐用年数の短縮)の規定による国税局長の承認を受けることに留意する。

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>縮が届出により認められる資産の更新)に規定する届出書の提出は、当該資産を新たに取得した日又は当該一部の資産を除却した日の属する事業年度に係る申告書の提出期限までに行うこととなる。</u></p>	

十五 償却限度額等

改 正 後	改 正 前
<p>(改定耐用年数が100年を超える場合の旧定率法の償却限度額)</p> <p>7 - 4 - 1</p> <p>.....<u>耐用年数省令別表第七</u>.....</p> <p style="text-align: right;">(廃止)</p>	<p>(改定耐用年数が100年を超える場合の旧定率法の償却限度額)</p> <p>7 - 4 - 1</p> <p>.....<u>耐用年数省令別表第九</u>.....</p> <p><u>(事業年度が1年に満たない場合の償却限度額の計算の特例)</u></p> <p><u>7 - 4 - 2 の 3 減価償却資産の償却の方法につき定率法を採用している法人の事業年度が1年に満たない場合において、当該事業年度(以下7 - 4 - 2 の3において「適用年度」という。)開始の時において有する減価償却資産の償却限度額の計算について、次によっているときは、これを認める。</u></p> <p>— <u>耐用年数が2年である減価償却資産の帳簿価額を当該減価償却資産の取得価額によって計算すること。</u></p> <p>— <u>当該適用年度開始の時における当該減価償却資産(に該当するものを除く。)の帳簿価額について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める価額によって計算すること。</u></p> <p>イ <u>当該適用年度が取得日基準期間内に終了する事業年度(取得の日の属する事業年度を除く。)である場合 当該減価償却資産の取得価額</u></p> <p>ロ <u>当該適用年度が取得応当日基準期間内に終了する事業年度(応当日の属</u></p>

(定率法を定額法に変更した場合等の償却限度額の計算)

7 - 4 - 4

- (注) 1規則第 19 条.....
- 2

(増加償却の適用単位)

7 - 4 - 5

.....旧耐用年数省令..... 2 以上の工場に同一の設備の種
類.....

- (注) 2 以上の工場に同一の設備の種類.....

する事業年度を除く。)である場合 当該応当日の属する事業年度開始の
時における当該減価償却資産の帳簿価額

- (注) 1 「取得日基準期間」とは、当該減価償却資産の取得の日の属する事業
年度開始の日から同日以後 1 年を経過した日の前日までの期間をいう。
- 2 「取得応当日基準期間」とは、当該減価償却資産の取得の日に対応す
る応当日の属する事業年度開始の日から同日以後 1 年を経過した日の
前日までの期間をいう。この場合の「応当日」とは、年における取得の
日に対応する他の年における取得の日と同じ位置を占める日をいう。た
だし、取得の日が 2 月 29 日であり、かつ、その年に対応する日がない
場合には、当該応当日は 2 月 28 日とする。

(定率法を定額法に変更した場合等の償却限度額の計算)

7 - 4 - 4

- (注) 1規則第 18 条.....
- 2

(増加償却の適用単位)

7 - 4 - 5

.....耐用年数省令..... 2 以上の工場に同一の種類.....

- (注) 2 以上の工場に同一の種類.....

十六 除却損失等

改 正 後	改 正 前
<p>(償却額の配賦がされていない場合の除却価額の計算の特例)</p> <p>7 - 7 - 4</p> <p>(注) 1</p> <p>2</p> <p>.....「<u>同上算定基礎年数</u>」を基礎として見積もられる耐用年数により、構築物については昭和 45 年 5 月 25 日付直法 4 - 25 ほか 1 課共同「『耐用年数の適用等に関する取扱通達』の制定について」通達付表 3 又は付表 4 に定める個別耐用年数による。ただし、<u>その除却等に係る個々の資産</u>がこれらの表に掲げられていない場合には、当該資産と種類等を同じくする資産又は当該資産に類似する資産の個別耐用年数を基礎として見積もられる耐用年数とする。</p> <p>.....</p> <p>(個別償却資産の除却価額)</p> <p>7 - 7 - 6</p> <p>.....規則第 19 条第 1 項.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>(注)</p>	<p>(償却額の配賦がされていない場合の除却価額の計算の特例)</p> <p>7 - 7 - 4</p> <p>(注) 1</p> <p>2</p> <p>.....「<u>同上算定基礎年数</u>」をいい、構築物については昭和 45 年 5 月 25 日付直法 4 - 25 ほか 1 課共同「『耐用年数の適用等に関する取扱通達』の制定について」通達付表 3 又は付表 4 に定める個別耐用年数をいう。ただし、<u>個々の資産の個別耐用年数</u>がこれらの表に掲げられていない場合には、当該資産と種類等を同じくする資産又は当該資産に類似する資産の個別耐用年数を基礎として見積られる耐用年数とする。</p> <p>.....</p> <p>(個別償却資産の除却価額)</p> <p>7 - 7 - 6</p> <p>.....規則第 18 条.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>(注)</p>

十七 役員給与等

改 正 後	改 正 前
<p>(代表権を有しない取締役)</p> <p>9 - 2 - 3 <u>会社法第2条第7号(定義)に規定する取締役会設置会社以外の株式会社の取締役が定款、定款の定めに基づく取締役の互選又は株主総会の決議によって、取締役の中から代表取締役を定めたことにより代表権を有しないこととされている場合には、当該取締役は令第71条第1項各号(「使用人兼務役員とされない役員」)に掲げる役員のうち同項第1号に掲げる者には該当しないことに留意する。</u></p> <p><u>株式会社以外の法人の理事等</u>と同様の事情にある者についても、同様とする。</p>	<p>(代表権を有しない理事)</p> <p>9 - 2 - 3 <u>民法第34条(公益法人の設立)の規定により設立された法人(以下9 - 2 - 3において「民法法人」という。)</u>の理事が定款若しくは寄附行為の規定又は総会の決議により代表権を有しないこととされている場合には、当該理事は令第71条第1項各号(「使用人兼務役員とされない役員」)に掲げる役員のうち同項第1号に掲げる者には該当しないことに留意する。</p> <p><u>民法法人以外の法人の理事</u>で同様の事情にある者についても、同様とする。</p>

十八 寄附金

改 正 後	改 正 前
<p>(公共企業体等に対する寄附金)</p> <p>9 - 4 - 5 <u>日本中央競馬会等のように全額政府出資により設立された法人又は日本下水道事業団等のように地方公共団体の全額出資により設立された法人に対する寄附金は、法第37条第3項第1号(国等に対する寄附金)の国等に対する寄附金には該当しないことに留意する。</u></p>	<p>(公共企業体等に対する寄附金)</p> <p>9 - 4 - 5 <u>日本中央競馬会、日本政策投資銀行等のように全額政府出資により設立された法人又は地方公共団体の全額出資により設立された法人に対する寄附金は、法第37条第3項第1号(国等に対する寄附金)の国等に対する寄附金には該当しないことに留意する。</u></p>